

前号で自筆証書遺言の方式緩和の概要について解説しました。今回は、自筆証書遺言の方式緩和と併せて創設される遺言書保管制度と相続対策についてです。

## 1. 遺言書保管法による保管制度

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度が新たに設けられました。

遺言書保管法の施行日は、令和2年7月10日とされています。

## 2. 遺言書の保管の申請

① 保管の申請の対象となるのは、自筆証書遺言に係る遺言書のみです（遺言書保管法1条）。

また、遺言書は、封のされていない法務省令で定める様式に従って作成されたものでなければなりません（遺言書保管法4条2）。

② 遺言書の保管に関する事務は、法務局のうち法務大臣の指定する法務局（遺言書保管所）において、遺言書保管官として指定された法務事務官が取り扱います（遺言書保管法2条、3条）。

③ 遺言書の保管の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所の遺言書保管官に対してすることができます（遺言書保管法4条3）。

④ 保管の申請をしようとする遺言者は、遺言書に添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を遺言書保管官に提出しなければなりません。

- 一 遺言書に記載されている作成の年月日
- 二 遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）
- 三 遺言書に受遺者や遺言執行者の記載があるときは、その氏名又は名称及び住所
- 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

また、申請書には、遺言者の氏名等に関する事項を証明する書類その他法務省令で定める書類を添付しなければなりません（遺言書保管法4条4、5）。

⑤ 遺言書の保管の申請は、**遺言者が遺言書保管所に自ら出頭して行わなければなりません**。その際、遺言書保管官は、申請人が本人であるかどうかの確認をします（遺言書保管法4条6、5条）。

## 3. 遺言書の保管の有無の照会及び相続人等による証明書の請求等

① 特定の死亡している者について、自己（請求者）が相続人、受遺者等となっている遺言書が遺言書保管所に保管されているかどうかを証明した書面（**遺言書保管事実証明書**）の交付を請求することができます（遺言書保管法10条）。

② 遺言者の相続人、受遺者等は、遺言者の死亡後、遺言書の画像情報等を用いた証明書（**遺言書情報証明書**）の交付請求及び遺言書原本の閲覧請求をすることができます（遺言書保管法9条）。

③ 遺言書保管官は、遺言書情報証明書を交付し又は相続人等に遺言書の閲覧をさせたときは、速やかに、当該遺言書を保管している旨を遺言者の相続人、受遺者及び遺言執行者に通知します（遺言書保管法9条5）。

なお、遺言書保管官の遺言書を保管している旨の通知については、遺言者が保管の申請をした際の申請書及びその添付書面から得た情報や、相続人等が遺言書情報証明書の交付請求や閲覧請求をする際に提出しなければならない請求書及びその添付書面から得られた情報等に基づき、遺言者の死亡に係る事実、通知すべき先を把握し、通知を行うこととしています。

## ● 公正証書遺言と自筆証書遺言方式の相違点

	公正証書遺言方式	自筆証書遺言方式
作成者と作成方法	遺言者の意思を確認して公証人が作成	本文部分は遺言者が自書し、財産目録は自書以外も可
保管制度	公証人役場で保管	遺言者自らが法務局に出向き、法務局で保管
撤回方法	公証人役場から遺言書の返還を受けることはできないため、他の遺言書で撤回の意思表示を行う	法務局に預けている遺言書の返還を受け、廃棄して撤回することもできる
安全性	公証人が関与することから、無効になる可能性が低い	遺言の内容や遺言者の意思について、紛争になる可能性が公正証書遺言に比べて高い